

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第2号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]				[略]			
県南教育事務所	[略]			県南教育事務所	[略]		
	大田代小学校	奥州市江刺田原	[略]		興田小学校	一関市大東町鳥海	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
沿岸南部教育事務所	梁川小学校	[略]	[略]	沿岸南部教育事務所	梁川小学校	[略]	[略]
	胆沢愛宕小学校	[略]	[略]		胆沢愛宕小学校	奥州市胆沢若柳	[略]
沿岸南部教育事務所	有住小学校	[略]	[略]	沿岸南部教育事務所	栗林小学校	釜石市栗林町	[略]
					有住小学校	[略]	[略]
宮古教育事務所	[略]			宮古教育事務所	[略]		
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	大川小学校	下閉伊郡岩泉町大川	[略]		川井小学校	宮古市川井	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	赤前小学校	宮古市赤前	[略]		新里小学校	[略]	[略]
宮古教育事務所	新里小学校	[略]	[略]	宮古教育事務所	小川小学校	[略]	[略]
	川井小学校	宮古市川井	[略]		[略]	[略]	[略]
	小川小学校	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
県北教育事務所	[略]			県北教育事務所	[略]		
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	小軽米小学校	[略]	[略]		小軽米小学校	[略]	[略]
	林郷小学校	[略]	[略]		中野小学校	九戸郡洋野町中野	[略]
					大野小学校	九戸郡洋野町大野	
向田小学校	[略]	[略]	林郷小学校	[略]	[略]		
			帯島小学校	九戸郡洋野町帯島			
			向田小学校	[略]			

中学校

所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]			
中部教育事務所	湯田中学校 沢内中学校	[略] 和賀郡西和賀町沢内字 太田	1級
沿岸南部教育事務所	[略]		
宮古教育事務所	釜津田中学校	下閉伊郡岩泉町釜津田	[略]
	重茂中学校 川井中学校	[略] 宮古市箱石	[略]
	[略]		
県北教育事務所	[略] 浄法寺中学校	[略] [略]	[略]

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分
[略]			
中部教育事務所	西和賀町沢内 学校給食共同調理場	和賀郡西和賀町沢内字 泉沢	2級
[略]			
県北教育事務所	久慈市山形地区学校給食センター	[略]	[略]

別表第2 (第2条関係)

中学校

所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]			
中部教育事務所	沢内中学校	和賀郡西和賀町沢内字 太田	2級
	湯田中学校	[略]	1級
県南教育事務所	興田中学校	一関市大東町鳥海	1級
沿岸南部教育事務所	[略]		
宮古教育事務所	川井中学校	宮古市箱石	[略]
	重茂中学校	[略]	[略]
	[略]		
県北教育事務所	[略] 浄法寺中学校 中野中学校 大野中学校	[略] [略] 九戸郡洋野町中野 九戸郡洋野町大野	[略]

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分
[略]			
中部教育事務所	西和賀町総合給食センター	和賀郡西和賀町沢内字 大野	1級
[略]			
県北教育事務所	久慈市山形地区学校給食センター 洋野町大野学校給食センター	[略] 九戸郡洋野町大野	[略]

別表第2 (第2条関係)

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
盛岡教育事務所	[略]	
県南教育事務所	興田小学校 広瀬小学校	一関市大東町鳥海 [略]
沿岸南部教育事務所	横田小学校 栗林小学校	[略] 釜石市栗林町
宮古教育事務所	小本小学校	下閉伊郡岩泉町小本
県北教育事務所	[略] 帯島小学校	[略] 九戸郡洋野町帯島

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
盛岡教育事務所	[略]	
県南教育事務所	興田中学校	一関市大東町鳥海
宮古教育事務所	小本中学校	下閉伊郡岩泉町小本
県北教育事務所	夏井中学校	久慈市夏井町

[略]

別表第3（第2条関係）

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
中部教育事務所	土淵小学校	遠野市土淵町
県南教育事務所	胆沢愛宕小学校	奥州市胆沢区若柳
県北教育事務所	普代小学校 中野小学校 大野小学校 鳥海小学校	[略] 九戸郡洋野町中野 九戸郡洋野町大野 二戸郡一戸町中里

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
県南教育事務所	江刺南中学校 江刺東中学校	奥州市江刺区藤里 奥州市江刺区玉里
県北教育事務所	普代中学校 中野中学校 大野中学校	[略] 九戸郡洋野町中野 九戸郡洋野町大野

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地
県北教育事務所	普代村学校給食センター 洋野町大野学校	[略] 九戸郡洋野町大野

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
盛岡教育事務所	[略]	
中部教育事務所	土淵小学校	遠野市土淵町
県南教育事務所	広瀬小学校	[略]
沿岸南部教育事務所	横田小学校	[略]
県北教育事務所	[略] 鳥海小学校	[略] 二戸郡一戸町中里

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
盛岡教育事務所	[略]	

[略]

別表第3（第2条関係）

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
宮古教育事務所	小本小学校	下閉伊郡岩泉町小本
県北教育事務所	普代小学校	[略]

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
宮古教育事務所	岩泉中学校 小本中学校	下閉伊郡岩泉町岩泉 下閉伊郡岩泉町小本
県北教育事務所	夏井中学校 普代中学校	久慈市夏井町 [略]

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地
県北教育事務所	普代村学校給食センター	[略]

給食センター									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係るこの規則による改正後のへき地手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定によるへき地手当の月額（以下「施行日以後のへき地手当の月額」という。）が施行日の前日におけるへき地手当の月額（以下「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（改正後の規則の規定によりへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）の施行日以後のへき地手当の月額は、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該学校又は共同調理場の移転があった場合を除く。）においては、施行日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間（改正後の規則の規定によりへき地手当の支給を受けないこととなる者については、施行日以後）、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額とする。